様式第４号（第５条関係）

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与契約書

　茨城県（以下「甲」という。）と　　　　（以下「乙」という。）と連帯保証人　　　　　（以下「丙」という。）と連帯保証人　　　　　（以下「丁」という。）とは、茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例（令和６年茨城県条例第23号。以下「条例」という。）第６条及び第７条の規定に基づき、茨城県地域医療薬剤師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

　（貸与）

第１条　甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

　(1) 貸与月額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　(2) 貸与期間　　　　　年　月から　　　年　月まで

　(3) 交付の時期　毎月

２　修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日の属する月の末日又は貸与期間が終了する月の末日のいずれか遅い日（第３条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

３　修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

　（貸与の停止等）

第２条　甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

２　甲は、乙が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）した場合において、乙が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。

３　甲は、乙が正当な理由がなく条例第９条の規定による在学証明書、学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

　（契約の解除）

第３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

　(1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。

　(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

　(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

　(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

　(5) 死亡したとき。

　(6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

　（返還）

第４条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して１月以内に、修学資金に第１条第２項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

　(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

　(2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して１年６月以内に薬剤師の免許を取得しなかったとき。

　(3) 薬剤師の免許を取得した後、直ちに薬剤師不足地域（条例第２条第２項に規定する薬剤師不足地域をいう。以下同じ。）内の病院において薬剤師の業務に従事しなかったとき。

　(4) 県内の病院（条例第２条第１項に規定する病院をいう。以下同じ。）において薬剤師の業務に従事しなくなったとき（第７条第１項第１号に該当する場合を除く。）。

　(5) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の２分の３に相当する期間（第７条において「義務期間」という。）に達した場合であって、当該期間の２分の１に相当する期間を薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事しなかったとき。

　(6) 薬剤師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、薬剤師の業務に従事することができなくなったとき（第７条第１項第２号及び第８条に該当する場合を除く。）。

２　前項の場合において、乙は、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して10日以内に茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則（令和６年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）第９条に規定する修学資金返還申告書を甲に提出し、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

　（延滞利息）

第５条　乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第１条第２項の規定により計算した利息の額との合算額につき年14.5パーセントの割合（条例付則第２項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する割合）で計算した延滞利息を支払わなければならない。

　（返還債務の履行猶予）

第６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第２号及び第４号にあっては、甲が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

　(1) 第３条の規定によりこの契約が解除された後、引き続き条例第３条に規定する薬剤師養成課程に在学しているとき。

　(2) 薬剤師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち薬剤師不足地域外の病院（県内の病院に限る。）を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして甲が認定したもの（当該認定後に甲が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として甲が認定したもの。次条第２項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。

　(3) 大学院の薬学を履修する課程に在学しているとき。

　(4) 前３号に掲げるもののほか、地域医療の充実に必要な薬剤師の養成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。

　(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

　（返還債務の当然免除）

第７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

　(1) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が義務期間に達した場合であって、当該期間の２分の１に相当する期間以上の期間を薬剤師不足地域内の病院において従事したとき。

　(2) 義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により薬剤師の業務に従事することができなくなったとき。

２　認定専門研修を受けたことにより薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事できなかった場合における前項第１号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを義務期間に算入する。

３　次の各号のいずれかに掲げる事由により薬剤師の業務に従事できなかった場合における第１項第１号の規定の適用については、乙は、引き続き県内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該県内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを義務期間に算入しない。

　(1) 大学院の薬学を履修する課程に在学しているとき。

　(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事できないとき。

　（返還債務の裁量免除）

第８条　甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事することができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

　（連帯保証）

第９条　丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

２　乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、規則第６条第３項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

　（契約の履行）

第10条　前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

　（疑義等の決定）

第11条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

甲　　　　　　　　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県知事　　　　　　　　　　印

乙　　　　　　　　住所

（電話　　　　　　　　）

氏名　　　　　　　　　　　　　印

丙（連帯保証人）　住所

（電話　　　　　　　　）

氏名　　　　　　　　　　　　　印

丁（連帯保証人）　住所

（電話　　　　　　　　）

氏名　　　　　　　　　　　　　印

備考　連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。